

(目的)

第 1 条 この要項は、本市が管理するインターネットホームページ（以下「ホームページ」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載することができる広告)

第 2 条 ホームページに掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令(水戸市行政手続条例(平成 7 年水戸市条例第 39 号)第 3 条第 2 号に規定する法令をいう。以下同じ。)に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に関するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (6) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(掲載する位置)

第 3 条 広告を掲載する位置は、市長が指定する。

(広告の大きさ等)

第 4 条 広告の大きさは、縦 50 ピクセル、横 150 ピクセルとする。

2 広告のデータ形式は、GIF 又は JPEG とする。ただし、アニメーション形式を除く。

3 広告のデータ容量は、30 キロバイト以下とする。

4 広告の 1 ページ当たりの枠数は、8 枠以内とする。

5 市長は、前各項の規定にかかわらず、ホームページの運用上必要があると認めるときは、広告の大きさ、データ形式及びデータ容量並びに枠数を変更することができる。

(掲載期間)

第 5 条 広告を掲載する期間は、1 か月を単位として市長が認める期間とする。ただし、連続して掲載する場合は、12 か月を超えることができない。

2 前項の期間内に本市がホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖した日数に応じて、掲載の期間を延長するものとする。

(掲載の申込み)

第 6 条 広告の掲載の申込みは、水戸市ホームページ広告掲載申込書（様式第 1 号）に当該広告の原案を添えて別表に掲げる申込先に行わなければならない。

(掲載の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、広告の掲載を決定し、水戸市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により当該申込みをした者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 前条の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、広告の原稿をそのつど市長が指定する方法により提出しなければならない。

2 広告の原稿は、広告掲載者の負担で作成するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 広告掲載者は、市長が指定する期日までに、別表に定める掲載料を納付しなければならない。

(掲載料の還付)

第10条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 広告掲載者の責めによらない理由により広告を掲載することができなくなったとき。ただし、第5条第2項の規定により掲載の期間を延長した場合を除く。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(掲載の取消し)

第11条 市長は、広告掲載者又は広告の内容が次のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) この要項の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成18年5月1日から施行する。

付 則（平成19年8月22日告示第173号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年12月14日告示第242号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年2月13日告示第19号）

この要項は、公布の日から施行する。

別表（第6条、第9条関係）

区分	掲載料（月額）	申込先
水戸市公式ホームページにおける最上位のページ	30,000 円	みとの魅力発信課
各課のページにおける最上位のページ	5,000 円	主管課

様式第1号（第6条関係）

水戸市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称又は代表者) 印
担当者
電 話
F A X
Eメールアドレス

水戸市ホームページに広告を掲載したいので、水戸市ホームページ広告掲載要項第6条の規定により、次のとおり申込みます。

掲載を希望する ページの区分	
掲載を希望する期間	年 月から 年 月まで（ か月間）
リンクするURL	
※ 掲載料	円

注 ※欄は、記入しないこと。

様式第2号（第7条関係）

水戸市ホームページ広告掲載決定通知書

広 告 第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申込みのあった水戸市ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定したので、水戸市ホームページ広告掲載要項第7条の規定により通知します。

掲載する ページの区分	
掲載期間	年 月から 年 月まで（ か月間）
リンクするURL	
掲載料	円

注 掲載料は、別添の納入通知書により納入してください。